

足場からの墜落・転落災害防止対策等に係るその他の意見等

(安全衛生行政の範囲では直接的に対応が困難なもの)

- 1 発注者の責任によって、下請事業場のすべてに対して安全衛生経費と労災保険料が確保されるよう、これら経費の別枠計上が必要である (①⑦)。
- 2 元請事業者が一括して下請事業場 (事業者を含む) の労災補償の責任を負い、一人親方であっても労働者と同等の労災補償が受けられるようにする必要がある (①)。
- 3 実態が労働者であるにもかかわらず、一人親方としての労災保険特別加入が強要される場合がある等の実態に対して、行政による就労実態に合わせた指導が必要である (⑦)。